

京町家相談員 登録者名簿（区分別）

■ 京町家相談員

税理士 ■

京町家相談員名簿（一覧表）

登録区分

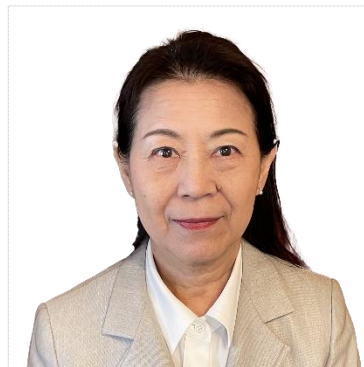
税理士

登録番号	氏名	資格名称 登録年月日	その他保有資格
第 18 税 001 号	安下 ひろみ	税理士 平成 18 年 3 月 23 日	
第 18 税 003 号	清水 義子	税理士 平成 11 年 9 月 20 日	
第 18 税 004 号	玉山 秀文	税理士 平成 9 年 2 月 20 日	
第 18 税 005 号	前岡 照紀	税理士 平成 18 年 2 月 23 日	
第 21 税 001 号	小倉 さやか	税理士 平成 25 年 2 月 21 日	
第 21 税 002 号	坂口 由美枝	税理士 平成 26 年 12 月 16 日	
第 21 税 003 号	谷口 薫	税理士 平成 8 年 3 月 25 日	

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	しみずよしこ
	清水 義子
登録番号	第 18 税 003 号



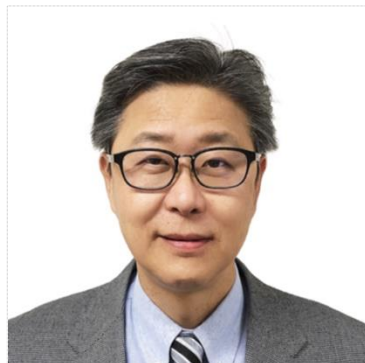
登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	89188
	登録年月日	平成 11 年 9 月 20 日
その他保有資格		

事業参画理由	京都の伝統である京町家の保全に関わってみたいと思った為。
自己 P R	相続税の相談・申告業務に長く従事しています。

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	たまやま ひでふみ
	玉山 秀文
登録番号	第 18 税 004 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	84026
	登録年月日	平成 9 年 2 月 20 日
その他保有資格		

事業参画理由	京町家の外観、内観、これらを取り巻く地域について地道な取り組みを少しでもささえたいと思い応募しました。
自己 P R	税務において、数字だけでなく、不動産、それを取り巻く家族のあり方とその保全について一緒に考えていきたいと思っています。

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	まえおか てるき
	前岡 照紀
登録番号	第 18 税 005 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	104751
	登録年月日	平成 18 年 2 月 23 日
その他保有資格		

事業参画理由	歴史都市京都がこれからも永く活力あるまちでいられるためには、その象徴である町家の保全・維持が必須であると思います。そのためにお役に立てることがあればと思い参画いたしました。
自己 P R	町家の承継や維持・保全について、税金の取り扱いを抜きにして進められないと思います。相続や事業承継、維持改修に関わる税務について、様々な方面からご相談に乗ることができると考えております。

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	おぐら さやか
	小倉 さやか
登録番号	第 21 税 001 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	123417
	登録年月日	平成 25 年 2 月 21 日
その他保有資格		

事業参画理由	税負担の面で円滑な京町家の取得・承継方法をご提案し、本当に必要な人に京町家を活用していただけるお手伝いがしたいからです。
自己 P R	私自身がシングルマザーですので、シングルマザーの方にとって、育児と仕事を両立しやすいよう、京町家の活用が一つの選択肢になればいいなと思っております。

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	さかぐち ゆみえ
	坂口 由美枝
登録番号	第 21 税 002 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	128805
	登録年月日	平成 26 年 12 月 16 日
その他保有資格		

事業参画理由	京都の文化及びその保全に興味があるため。
自己 P R	税理士業務の中でも、特に資産税(譲渡税、相続税等)の分野に力を入れています。『家』の問題は相続の問題に結びつくことも多いです。業務で携わっている知識を生かすことが出来るのではないかと思います。

■ 京町家相談員

税理士 ■

ふりがな 氏名	たにぐち かおる
	谷口 薫
登録番号	第 21 税 003 号



登録区分に応じた保有資格	資格名称	税理士
	登録番号	082504
	登録年月日	平成 8 年 3 月 25 日
その他保有資格		

事業参画理由	<p>建設業の決算申告等で、京町家の改修工事等の処理にかかわることが常々あり、京都における独特の建築文化である京町家に漠然とした興味を持っていたが、今回 京町家相談員という制度があることをご紹介いただき、税理士という資格を活かしてご協力できれば、京町家の保全、承継に微力ながら寄与できると考えました。</p>
自己 P R	<p>中京区の新町三条で税理士事務所を開業して 25 年になります。町家に住み続けたい、または子供等に贈与、相続したい、第三者に売却を考えている、そんな町家に関する税金について心配事やお知りになりたいことがありましたらお気軽にご相談ください。</p>